

第4部 計画の推進

第1章 計画の推進

1. 障がいのある人の自立と連携

障がいのある人が自らの選択と決定により、自主的に行動し、その行動に責任を負い、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加し、生きがいをもって生活できるよう、障がいのある人同士、障がい者団体との交流及び連携を推進します。

2. 地域相談支援体制の整備

障がいのある人が安心して地域で暮らせる社会を実現するため、相談支援を中心とする地域の実情にあった地域生活支援の体制整備を進めます。

3. 各種団体、住民との協力体制

社会福祉協議会をはじめ、民生・児童委員、ボランティア団体、障がい者団体や住民との協働を進め、各種事業の推進に努めます。

4. 国・県・圏域市町との連携

本計画は、町内のみでは対応しきれない広域的な施策もありますので、圏域市町との障がい福祉サービス内容等の調整など、連携を取りながら計画の推進を図ります。

また、国が定めた「障害者基本計画」、鳥取県が定めた「鳥取県障がい者プラン」等と連携し計画の推進を図ります。

5. 計画の周知・推進

計画の周知については、障がいに関する正しい知識と理解を広める必要があります。障がい者団体や社会福祉協議会などの関係機関と連携を取り、町報やホームページ等を利用し効率的な周知と推進を図ります。

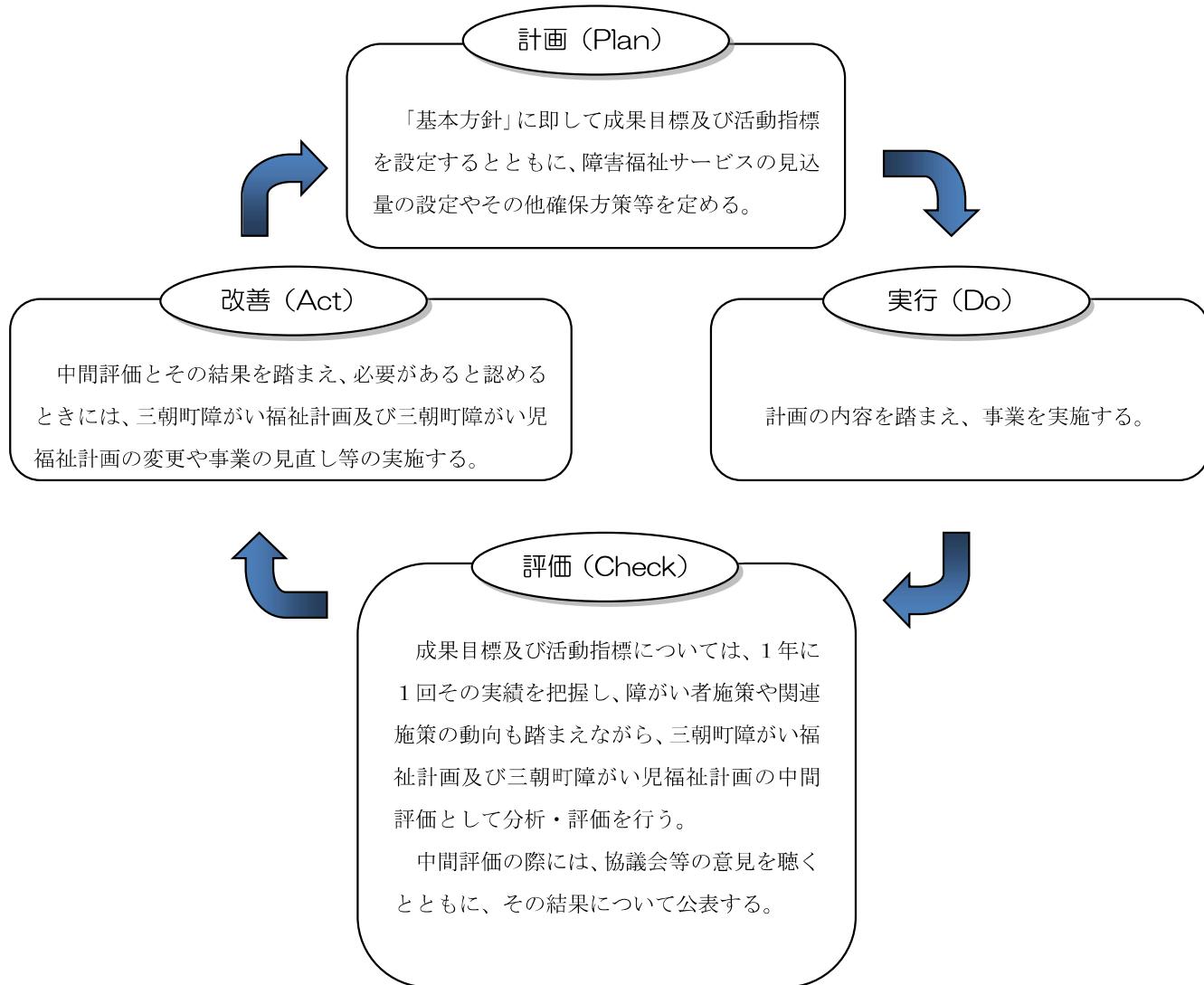
第2章 計画の進行管理

国の基本指針では、計画に定める事項について定期的な調査、分析評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずるとされています。

このため、計画の進捗状況や社会経済状況の変化等を踏まえ、必要な場合は適切な見直しを行います。

また、計画の進行管理及び達成状況の点検・評価については「三朝町障がい者地域自立支援協議会」に報告することにより行います。

第7期三朝町障がい福祉計画・第3期三朝町障がい児福祉計画におけるPDCAサイクル



資料編

用語解説

● あ 行 ●

医療的ケア児・者

医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児・障がい者のこと。

● か 行 ●

介護給付

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、から構成。

訓練等給付

自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援（A型・B型）、共同生活援助（グループホーム）、自立生活援助から構成。

基本指針

障害者総合支援法の規定に基づき、国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」。

● さ 行 ●

重症心身障がい

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している状態の障がい。

障害者総合支援法

「障害者自立支援法」に代わり、平成25年4月1日に施行された。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。

障がい者地域生活支援センター

三朝町障がい者地域生活支援センター設置事業実施要綱に基づき、障がい者が地域で安心して生活していくために必要となる各種サービス利用等のための相談支援・調整等を行う。また、障がい者等の各種相談に応じ、地域生活を支援する相談支援専門員を配置。

障がい福祉サービス

個々の障がいのある人々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる障がい福祉サービスは、障害者総合支援法

で定める介護給付と訓練等給付の2つのサービスから構成。

自立支援医療

障がい児のための「育成医療」、身体障がい者のための「更生医療」及び精神障がい者のための「精神通院医療」の総称。医療費の自己負担額を軽減する。

自立支援給付

障害者総合支援法に基づくサービスに関する個別給付で、支給決定又は認定を受けた障がい児者が、制度の対象となるサービスを利用した場合に、要した費用の9割を基本に公費負担する制度。介護給付費、訓練等給付費、補装具費から構成。

身体障害者相談員及び知的障害者相談員

障がいのある人の福祉の増進を図るため、障がいのある人の相談に応じ、更生のために必要な援助を行う。

ストマ用装具(ストマ装具)

ストマ(手術によって作られた体内から体外に通じる孔)から便や尿を受けるための日常不可欠な必需品で、人工肛門保有者及び人工膀胱保有者(オストメイト)の排泄支援用具。

● た 行 ●

中部圏域障がい者地域自立支援協議会

鳥取県中部圏域1市4町(倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、三朝町)において、障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

● は 行 ●

ピアサポート活動

悩みや心配事について、仲間同士で支え合うサポート活動。

ペアレント・トレーニング

家庭環境や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたトレーニング。

ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた者。育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てに関するサポートを行う。

補装具

身体障がい児者の損なわれた身体機能を補い又は代替することにより、職業その他日常生活を容易にするため用いられる器具の総称。主なものとして、義肢、装具、座位保持装置、補聴器、車いす等。

● ま 行 ●

三朝町障がい者計画

障害者基本法第11条第3項に規定された法定計画。三朝町の障がい者福祉施策の基本的な方向と、保健・医療・福祉等の施策を総合的に推進するための計画。

三朝町障がい福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に規定された法定計画。障がい福祉サービスと地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるよう数値目標等、必要な事項を定めたもの。

三朝町障がい児福祉計画

児童福祉法第33条の20に規定された法定計画。障がい児福祉サービス等を提供するための体制の確保が計画的に図られるよう数値目標等、必要な事項を定めたもの。

三朝町障がい者地域自立支援協議会

三朝町障がい者地域自立支援協議会設置要綱に基づき、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障がい福祉に関する関係者が連携し、支援体制について協議を行う。

● ら 行 ●

レスパイト

一時的な中断や休息という意味で、介護が必要な障がい者や高齢者のいる家族が一時的に休養するための支援サービスをレスパイトケアという。